

基本農政対策運動の経過（概要）について

I. 国際貿易交渉対策について

今年においても国際貿易交渉については、安倍農政のもとで成長戦略・競争力の名の下に、国民理解の得られないなかで一層交渉を加速させた。昨年度末のTPPでは、国会において衆参両議院の承認を強行した経過にあるが、米国のトランプ大統領が就任後に永久離脱を加盟参加国に正式通知したことで、漂流状態に陥っていた。

しかしながら、安倍首相はTPPを成長戦略の切り札として、日本が主導権を握るとして早期協定発効に向け更なる市場競争を促進させる姿勢を示していた。その一方で、米国からはTPPに代わって、二国間の貿易の枠組みを話し合う日米経済対話を立ち上げ、交渉次第では日米FTAへと発展しかねない状況であり、TPP以上の市場開放圧力に晒されることが危惧される。

また、EU（欧州連合）とのEPA・FTA交渉では、昨年末に大枠合意するとの動きを見せていたが、先延ばしとなり、欧州各国で9月までに国政レベルの選挙が続いていることや、英国のEU離脱問題などEU内の政治情勢が不安定な状況となっていたことから、いつ合意となるか見通せない環境にあった。

このため、組織は2月26日に第1回執行委員会で、総会の方針に基づき、TPP協定発効阻止とともに、各国とのEPA／FTA交渉については、重要農畜産物の関税撤廃からの除外など適切な国境措置の確保を求めていくことを確認した。運動展開においても政府や国会議員などの要請行動などを適宜実施していくとともに、道内外の関係機関・団体とも連携しながら、機動的な対応を図っていくとした。

当面としては、総会で採択した「日EU・EPA交渉における重要農畜産物の関税撤廃・関税削減に断固反対する特別決議」について、3月8日に道農連三役で中央行動を実施し、道選出国会議員をはじめ、与党の農業関係議員に要請した。

以下、それぞれの交渉における運動経過を報告する。

1. 日EU・EPA交渉対策について

1) 日EU・EPA交渉では、昨年末に大枠合意を目指して急速な動きを見せていたが合意に至らず、年明け早々に大筋合意で決着を図る報道もあった。しかし、2月の会合以降大きな進展が見られず、3月にはオランダで総選挙、5月にフランスの大統領選、9月にはドイツ連邦会議選と欧州での選挙が立て続けに行われていた。

2) こうした情勢のなか、3月21日に開催された日欧首脳会談において、今年中に交渉を妥結させる強い意志をお互い示したとし、4月3～5日まで開催された首脳会合において、27分野に及ぶ協定書のうち14分野で事実上決着したと報道された。しかし、豚肉や乳製品といった農産品や自動車などの「市場アクセス」分野は最難関と位置付けられ、閣僚による政治決着を残すのみとの報道があり、

交渉内容が一切公表されないなかにあったが、早期の大枠合意で一致していることから、突然妥結する恐れもあるなど予断を許さない状況にあった。

3) このため、地区から集会開催を求める意見も出され、5月16日の各地区事務局会議において、日EU・EPAなどの国際貿易交渉が合意に向けた動きを強め、大きな山場を迎えた場合や官邸主導による規制改革推進会議からの急進的な提案が出された場合などのタイミングを踏まえて、全道集会の開催を検討することを提案。6月1日は緊急三役会議で全道集会の開催を決定し、6月27日の第3回執行委員会・第1回真の農政改革実現対策委員会合同会議で、7月11日に札幌中島公園で1000名規模の全道集会を開催し、国際貿易交渉について決議することを確認した。

4) ただ、7月7～8日にドイツハンブルグで開催されるG20（20カ国財務大臣・中央銀行総裁会議）に併せて、政治決着される動きも強まっていたことで、各地区市町村組織から重要農畜産物の関税撤廃からの除外など、適正な国境措置を求める緊急打電行動を実施するよう指示した。併せて、集会開催前に合意した場合は、全道集会で合意内容の撤回を求める緊急決議を採択することを確認した。

一方、関係団体との連携では、北海道や経済界、農業界など18団体で構成し、道農連も構成団体となっている「北海道農業・農村確立連絡会議」において、日EU・EPA交渉に対する緊急要請書を持ち回りで内容を了承した。要請行動は、6月21日に知事を先頭に幹事団体（JA道中央会、農業会議、農業開発公社）で要請が行われた。

5) その後、日EU・EPA交渉は大枠合意に向けて急速に進められ、G20の前日の6日に安倍首相がEU首脳と会談し、交渉内容が一切示されることなく、結論ありきで大枠合意が図られた。農業分野においては、チーズはTPP以上の合意内容となり、乳製品をはじめ、豚肉、馬鈴しょでん粉、小麦製品や加糖調製品など数多くの品目において、国内市場を大幅に開放された。なお、発効は2019年を目途に最終合意を図っていくとしていた。

6) このため、組織は7月6日付で大枠合意に断固抗議する委員長談話を公表するとともに、全道集会（7/11）では、道内農業に甚大な影響を及ぼす大幅な市場開放する「大枠合意」の撤回を求める緊急決議を採択した。

さらに、7月20日には決議文をもって、齋藤農水副大臣（当時）に要請し、8月に内閣改造が行われると再度「大枠合意撤回」を農水大臣（齋藤副大臣が大臣に）要請（8/9）した。また、秋闘業態別運動の中でも大枠合意の撤回を求めた。

7) 一方、政府は、7月14日にTPP等総合対策本部を開催し、大枠合意を踏まえた総合的な政策対応に関する基本方針を決定し、11月にTPP関連政策大綱の改定、これに基づき12月に国内対策（補正予算）を示すとしていた。

なお、「総合的なTPP関連政策大綱」は11月24日に閣議決定され、国産チーズの原料となる生乳の低コスト化や高品質化、パスタ用小麦のマークアップの撤廃、加糖調製品の糖価調整法への対象などを示し、12月には国内対策を図る補正予算も示す予定。

2. TPP11、日米経済対話対策について

1) TPPは27年10月に合意し、28年2月に参加12カ国による協定書への署名を受け、各国での協定批准・承認手続きに入った。日本では、安倍首相が成長戦略の切り札として、TPPは不可欠でこの道しかないとの批准を急ぎ、協定承認案と関連法案は昨年11月11日に衆議院で、12月9日に参議院で可決・成立した。

一方、米国では、同年11月8日に大統領選が行われ、TPPからの即時脱退を公約に掲げていたトランプ氏が当選。その後米国は脱退を参加国に通告し、協定発効は漂流状態となっていた。

2) しかし、3月に行われたTPP閣僚会合において、オーストラリアやニュージーランドから米国抜きの協定発効(TPP11)を求める姿勢が示され、5月に開催された閣僚会合では、11月にベトナムで開催されるAPEC閣僚会合までに合意を図るとの報道がされていた。

3) 一方、日米経済対話においては、2月10日に行われた日米首脳会談において、分野横断的な新たな経済対話の枠組みを立ち上げることで合意し、麻生太郎副総理兼財務相とペンス米国副大統領によって、二国間の貿易の枠組みについて協議していくことを確認した。会合は4月と10月に行われ、米国側からは、TPPは過去のものであると発言し、日米FTAに言及したとの報道があるが、麻生副大臣は「話がなかった」と一切認めていない。

4) このため、組織では、2月の総会で採択された運動方針案に基づき、TPP発効阻止とともに、米国との二国間協議も含め各国とのEPA/FTA交渉における重要農畜産物の関税撤廃からの除外に向けて、7月11日の全道集会では、「食糧主権・多様な農業の共存を求める国際貿易交渉に関する決議」を採択するとともに、決議文をもって7月20日に齋藤農水副大臣(当時)や道選出国会議員に要請した。併せて、7月から実施した各業態の中央要請、基本農政対策中央要請(8/8~9)においても、提言項目に盛り込み農林関係議員や農水省に要請した。

5) こうしたもとの、TPPについては、8月にオーストラリアで開催された首席交渉官会合から、米国抜きの協定発効に向けた論議が本格化し、12ヶ国で合意した内容のうち実施の先送りを希望する「凍結」項目を各国が出し合う協議が開始した。協議は難航し、9月、10月、11月と東京で首席交渉官会合が開催され、11月10~11日に開催するAPEC首脳会談までに、日本が議長国として強引に合意を図る協議を重ねていた。

しかし、11月10日に参加11カ国による閣僚会合で、凍結項目を20項目への絞り込みと見直し条項の追加などで米国が戻るまでの間の協定内容を早期発効することで大筋合意したが、カナダが合意できないとして最終確認する首脳会議の開催を拒否し、翌日、再度閣僚会合で確認後、閣僚会合だけで大枠合意と公表した。(これによりTPP11は「包括的かつ進歩的TPP」(CPTPP)と名称を変更)

6) これを受けて組織は、「米国抜きでもオーストラリア、ニュージーランドなどの農業国が参加している協定は、本道農業に甚大な影響は及ぼすものであり、断じて容認できない」との委員長談話を公表し、「今回の大筋合意は、米国の参加を前提に設定された農産品の市場開放水準を維持したまま、拙速に協定を発効させるものであり、極めて許しがたい内容である」と合意内容を批判し、撤回を求めた。

なお、協定は再度参加11カ国での国内承認手続きが必要なことから、日本では来年の通常国会での承認を目指しているため、批准阻止に向けた取組が求められる。

農業関連法案など農業改革対策について

1) 安倍首相は、昨年「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改訂し、「農業競争力強化プログラム」を策定した。これに基づき、通常国会に農業競争力強化支援法案や主要農作物種子法の廃止法案、農業災害補償法の一部改正案など関連8法案を提出するとしていた。しかしながら、その内容は、農業分野に市場競争の論理を持ち込み、大企業が最大限の利益を追求することにあつた。特に、企業参入に障壁となる中央会、全農などのJA組織の弱体化を図り、ひいてはJAから信用・共済事業を分離させて、総合農協を解体に導こうとしていた。このまま、経済効率最優先の農政が続けば、協同組合の精神である相互扶助の理念を無視した農業者不在の改革を押し進め、農業・農村を支える家族農業は切り捨てられ、地域経済・社会の存続も危ぶまれることから、官邸主導農政の暴走を止める必要があつた。

このため、組織として、総会で示した運動方針に基づき、食料の安定供給と多面的機能の発揮を目指す「真の農政改革」の実現を求め、家族農業等の持続的発展に向けた政策提言を図っていくことを第1回執行委員会で確認した。

1. 農業改革関連8法案対策について

1) 当面する対策として、審議が間近に迫っていた関連法案については、生産者に大きな影響を及ぼすことが危惧される①農業競争力強化支援法案、②主要農作物種子法を廃止する法案、③畜安法の一部改正に関する法案、④農業災害補償法の一部改正案、の4つに絞って対策運動を展開していくことを2月26日の第1回執行委員会で決定した。対策行動では、3月8～9日を皮切りに中央要請を行い、4月以降は国会審議をみながら衆参農林水産委員会対策（道選出農水委員要請等）を行っていくこととした。

2) 具体的には、3月8～9日の中央行動では、道農連三役が上京し、農業競争力強化支援法案及び主要農作物種子法の廃止法案などについて、道選出国會議員要請を行った。農業競争力強化支援法案では、生産者の努力義務を課すような条文や企業参入を押し進める内容で生産現場では不安が広がっていることから、慎重な対応を求めた。また、種子法の廃止は、国民の主食である米の種子の優良品種の安定生産・安定供給を行う国や都道府県の責務を放棄するもので、民間企業の参入機会の拡大によって外資企業の参入が進み、多国籍企業に種子を独占される危険性が高いことから、拙速に法律を廃止しないよう求めた。

3) また、4月4～5日の中央行動では、種子法の廃止法案や収入保険制度について、与党農林議員、道選出国會議員要請を行った。要請は、農業競争力強化支援法又は種苗法などに、都道府県の種子生産・普及の責務、国産種子の海外流失防止を図ることを盛り込んだ附帯決議、又は条文の加筆を求めた。また、収入保険では、基準

収入設定における災害による異常年の扱い、補填割合の改善などを求めた。併せて、道内においては、種子法廃止の説明会（5/19）やシンポジウム（5/21）への参加、農業競争力強化支援法の説明会（6/5、6/12）などに参加し、問題点を指摘した。

- 4) 一方、農業災害補償法改正案については、6月13日の参議院農林水産委員会において、参考人として道農連の中原書記長が出席し、法案に対して修正を求める立場から、収入保険制度の課題点や共済・ナラシ対策の予算確保など意見陳述を行った。（このほかの意見陳述人：全国農業共済協会の高橋博会長、農民運動北海道連合会の山川秀正委員長）
- 5) この結果、十分な法案修正までには至らなかったが、慎重な論議と制度の課題点など生産現場の意見を指摘し、附帯決議で一定の意見が反映されることとなった。特に、種子法においては、4月13日の参議院農水委員会で、種苗法に主要作物の種子生産の基準を設定することや、種子が国外に流失することなく適正な価格で生産されること、特定業者に種子独占させないこと等の附帯決議が採択された。
- 6) 道内での取組では、種子法廃止の説明会（5/19）やシンポジウム（5/21）への参加、農業競争力強化支援法の説明会（6/5、6/12）などに参加し、問題点を指摘した。また、畑作・野菜対策委員会では、第3回の委員会（10/30）で道農政部農産振興課との意見交換を実施し、廃止後も公的機関が主導的な立場で、安定的で優良な種子の供給を図るとともに、今後危惧される民間への知見の提供については、慎重に行うよう求めた。遺伝子組み換え作物の栽培禁止の維持を求めた。
- 7) 収入保険制度においては、各業態の秋闘運動の提言項目に、基準収入の設定の在り方、補填割合の見直し、事務費の全額国庫負担などの課題点を盛り込み、農水省、道選出国會議員などに要請した。また、道内では、各地域で独自に収入保険制度の学習会を開催し、道農連も11月20日の全道書記長・事務担当者会議において、農水省から白江課長補佐を招いた制度の説明会や道農業青色申告会主催の研修会で、収入保険制度導入で準備すべきものなどを学んだ。